

令和7年度第9回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和7年12月2日(火)
午前9時30分～午前10時30分

2. 場 所 富山市役所 東館8階 802会議室

3. 出席委員 19人

会長	23番	長谷	幹夫	24番	金木	洋子
会長代理	22番	金田	修一	2番	牧野	和吉
委員	1番	松本	則幸	2番	茂	清志
	3番	各川	豊章	4番	中村	敏
	6番	国谷	晃	7番	北森	康雄
	9番	木下	幸雄	10番	森川	重光
	11番	坂井	義彦	12番	熊南	昭浩
	13番	北山	久雄	15番	西田	清範
	16番	山崎	修	17番	山崎	巖
	20番	大橋	芳信	21番		

4. 欠席委員 4人 5番 加藤 輝夫 8番 大道 勝則
14番 杉林 清則 18番 林 作三

5. 議題 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第32号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による 許可申請について

議案第33号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画について

報告事項第37号 農地法第3条の3の規定による受理について

報告事項第38号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告事項第39号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について

報告事項第40号 非農地証明書の交付について

議 事

事務局 本日の月次総会につきましては、5番加藤委員、8番大道委員、14番杉林委員、18番林委員より欠席届があり、出席委員数は19名でございます。

「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員総数23名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

議事の進行については、長谷会長にお願いします。

会長 ただ今より令和7年度第9回富山市農業委員会月次総会を開催します。

それでは、議事に入る前に、委員の皆様に協議・決定をいたしました「令和8年度農地利用最適化推進施策に関する意見書」について、去る11月21日に、私と会長代理の3名にて市へ提出するとともに、意見交換を行いましたのでご報告します。

会長 それでは、議事に入ります。

本日は、議案3件、報告事項4件でございます。

本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

会長 それでは、私の方から指名させていただきます。

4番 茂委員、6番 国谷委員両委員にお願いしたいと思います。

会長 議事に入る前にタブレットに送付してある議案書データをお開きください。

ご準備はよろしいでしょうか。

それでは、議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第31号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

議案第31号議案 位置図も併せてご覧ください。

議案書は1ページから11ページまでです。

今回の申請件数は、17件で、申請面積は、50,093.00m²です。

許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、

地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

申請理由及び権利の種類について説明します。議案書2ページをご覧ください。

1番は、労働力不足のため所有権を移転するものです。譲受人は申請地が既存農地に隣接しており耕作に便利なため譲り受けるものです。申請農地では、水稻を栽培する予定です。

2番は、財産処分のため所有権を移転するものです。譲受人は申請地が既存農地に近接しており耕作に便利なため譲り受けるものです。申請農地では、トマトやナスなどを栽培する予定です。

3番は、労働力不足のため所有権を移転するものです。譲受人は申請地が自宅に近接しており、耕作に便利なため譲り受けるものです。申請農地では、水稻を栽培する予定です。

4番は、労働力不足のため所有権を移転するものです。譲受人は申請地が既存農地に近接しており耕作に便利なため譲り受けるものです。申請農地では、水稻を栽培する予定です。

議案書4ページをご覧ください。5番は、労働力不足のため所有権を移転するものです。譲受人は兼業農家で、申請地が勤務先から通える場所にあり耕作に便利なため譲り受けるものです。申請農地では、水稻を栽培する予定です。

6番は、相手方の要望のため所有権を移転するものです。譲受人は農地所有適格法人です。申請農地では、水稻、大麦、大豆を栽培する予定です。

7番、8番は、相手方の要望のため所有権を移転するものです。譲受人は申請地が既存農地に隣接しており耕作に便利なため譲り受けるものです。申請農地では、水稻などを栽培予定です。

議案書6ページをご覧ください。9番は、相手方の要望のため、所有権を移転するものです。譲受人は申請地が既存農地に隣接しており耕作に便利なため譲り受けるものです。申請農地では柿、栗などを栽培する予定です。

10番は、労働力不足のため所有権を移転するものです。譲受人は申請地が既存農地に隣接しており耕作に便利なため譲り受けるものです。申請農地では、ナス、トマト、ジャガイモを栽培する予定です。

11番は、労働力不足のため所有権を移転するものです。譲受人は新規農家です。申請農地では、ジャガイモ、サツマイモなどを栽培する予定です。

12番は、相手方の要望のため所有権を移転するものです。譲受人は申請地が既存農地に近接しており、耕作に便利なため譲り受けるものです。申請農地では、水稻を栽培する予定です。

議案書8ページをご覧ください。13番は、労働力不足のため所有

権を移転するものです。譲受人は申請地が自宅に近接しており、耕作に便利なため譲り受けるものです。申請農地では、水稻を栽培する予定です。

14番は、労働力不足のため所有権を移転するものです。譲受人は申請地が自宅に近接しており、耕作に便利なため譲り受けるものです。

15番は、相手方の要望のため所有権を移転するものです。譲受人は新規農家です。申請農地ではナス、キュウリを栽培する予定です。

16番、17番は相手方の要望のため所有権を移転するものです。譲受人は新規農家です。申請農地では、トマト、ナス、きゅうりなどを栽培する予定です。

以上でございます。

会長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会長 異議なしとのことでありますので、議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請どおり「許可」することいたします。

会長 続きまして、議案第32号「農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を、事務局から説明をお願いします。

事務局 はじめに、先日送付いたしました議案書に修正がございます。議案書18ページの5条申請5番について、申請人の都合により、11月28日付けで許可申請の一部取下げがございましたので修正となりました。ご確認をお願いいたします。

それでは、議案第32号農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。

議案書は13ページから19ページになります。

まずははじめに、11月総会でご審議いただきました案件については、全件許可となりましたのでご報告いたします。

今回、4条申請が2件、5条申請が5件、合計面積は4,309.00m²です。位置図も併せてご確認ください。

また、農振除外案件は議案書の備考欄に記載しており、今回は4条申請1番、2番、5条申請2番、4番の4件でございます。

議案書の14ページをご覧ください。

4条申請1番は、富山地域寒江地区において、申請地に既に建物が建築されているため、是正する申請でございます。申請地のうち、半径500メートルの範囲内に教育施設と公共施設があり、前面道路に公共上下水道管が埋設されている農地については、農地区分は「第3種農地」、「原則許可案件」となり、10ヘクタール未満の農地の集団規模で過去に土地改良事業が実施されている農地については、農地区分は「第1種農地」、許可基準は「集落接続」を適用しております。

続きまして、4条申請2番は、大沢野地域大沢野北部地区において、申請地の一部に建物が建築されているため是正し、新たに一般住宅を建築する計画でございます。申請地は10ヘクタール以上の集団規模に属する農地であることから、農地区分は「第1種農地」、許可基準は「集落接続」を適用しております。

議案書の16ページをご覧ください。

5条申請1番は、富山地域太田地区において、一般住宅を建築する計画でございます。申請地は、10ヘクタール未満の農地の集団規模でありますが、過去に土地改良事業が実施されている農地であることから、農地区分は「第1種農地」、許可基準は「集落接続」を適用しております。

続きまして、5条申請2番は、富山地域熊野地区において、申請地の一部に建物が建築されているため是正し、新たに貸資材置場及び貸駐車場を整備する計画でございます。申請地は、10ヘクタール未満の農地の集団規模で過去に土地改良事業が実施されていない農地であることから、農地区分は「第2種農地」、許可基準は「代替可能性なし」を適用しております。

続きまして、5条申請3番は、富山地域呉羽地区において、駐車場敷地を整備する計画でございます。申請地は、10ヘクタール未満の農地の集団規模で過去に土地改良事業が実施されていない農地であることから、農地区分は「第2種農地」、許可基準は「代替可能性なし」を適用しております。

議案書の18ページをご覧ください。

5条申請4番については、富山地域寒江地区において、一般住宅を建築する計画でございます。申請地は、半径500メートルの範囲内に教育施設と公共施設があり、前面道路に公共上下水道管が埋設され

ている農地であることから、農地区分は「第3種農地」、「原則許可案件」となります。

続きまして、5条申請5番は、富山地域上条地区において、国営農地再編整備事業「水橋地区」に係る現場事務所及び駐車場敷地へ一時転用する計画で、一時転用期間は許可日から3年間となります。

なお、申請地の農地区分は「農用地区域内農地」、許可基準は「仮設工作物の設置その他の一時転用」を適用しております。

以上でございます。

会長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

○○委員 5条5番は、転用期間が許可日から3年間ということですが、期限付きの許可なのでですか？

事務局 はい。一時転用という区分があり、最大3年間の転用を許可できるのですが、本件はその最大3年間の転用許可申請がなされたものです。

○○委員 3年経過後、その農地がどうなるかというのはわかるのですか。

事務局 期間満了後は原状回復が原則となっており、原状回復しなければ指導を行うこととなります。

●●委員 もし3年で事業が終わらなかった場合、延長と言いますか、再度申請すれば転用許可されるものなのでですか？

事務局 許可できるのは最大3年間ですので、延長はできません。一旦原状回復をしていただいた上で、改めての転用許可申請が必要となります。

会長 他にご意見、ご質問はありますか。

会長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

異議なしとのことでありますので、議案第32号「農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について」は、「許可相当」と意見を付して、市長へ送付することいたします。

会長 続きまして、議案第33号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農地利用集積等促進計画について」、事務局から説明をお願いします。

なお、33ページの64番については○○委員に関する事項でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、議事参与の制限を受けます

事務局 続きまして、議案第33号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画についてご説明いたします。

議案書のページは、20ページから33ページです。今回の申請件数は69件あり、設定面積は638,191.00m²です。農用地利用集積等促進計画の案件につきましては、すべての農用地の効率的利用、常時従事などの要件を満たしております。

以上でございます。

会長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました農用地利用集積等促進計画について、64番を除いて、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会長 特にご意見、ご質問等がないようですので、64番を除いて「意見なし」として農地中間管理機構に回答することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会長 異議なしとのことでありますので、64番を除き、「意見なし」として農地中間管理機構に回答することいたします。

会長 続きまして、64番について、審議いたしますので、○○委員は退室をお願いします。

それでは、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会長 特にご意見、ご質問等がないようですので、「意見なし」として農地中間管理機構に回答することにご異議ありませんか。

△△委員 1つ教えてください。全件、議案書の「設定する利用権」の「始期」が12月31日となっているのは、何か意味があるのですか？

事務局 農地中間管理機構を通した貸し借り（利用権）については、総会後、農業委員会からの意見を経て、県の公告にて設定となります。その利用権の効力発生日が12月31日と指定されており、それを「始期」として記載しております。

△△委員 利用権の設定日が一律で決まっているのですね。わかりました。

会長 それでは、64番について、「意見なし」として農地中間管理機構に回答することにご異議ありませんか。

（異議なしとの発言あり）

会長 異議なしとのことでありますので、64番について、「意見なし」として農地中間管理機構に回答することといたします。
○○委員は入室をお願いします。

改めまして異議なしとのことでありますので、議案第33号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農地利用集積等促進計画について」は、「意見なし」として農地中間管理機構に回答いたします。

会長 それでは次に、報告事項に移らせていただきます。

第37号 農地法第3条の3の規定による受理について

第38号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第39号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について

第40号 非農地証明書の交付について

を、一括して説明をお願いします。

事務局 報告事項第37号農地法第3条の3の規定による受理について、ご報告します。
議案書は、34ページから42ページです。

今回の受理件数は26件で、全て相続により所有権を取得したものです。

報告事項第38号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。

議案書は、43ページから45ページです。

解約件数は6件で、解約面積は30,290.25m²です。今回の解約に関連する議案及び解約理由は、備考欄記載のとおりです。

続きまして、報告事項第39号農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について、ご報告いたします。

議案書は46ページから52ページをご覧ください。

今回の受理件数は、4条が5件、5条が15件、合計面積は23,162.69m²です。内容、転用目的については記載のとおりです。

なお、事業面積が1,000m²以上で、都市計画法上の開発許可と同日で受理する予定のものは、49ページの5条1番、2番、3番、50ページの9番、51ページの11番、52ページの14番の6件となります。

続きまして、報告事項第40号非農地証明書の交付について、ご報告いたします。

議案書は、53ページから57ページとなります。位置図・写真も併せてご覧ください。

今回、申請のありました農地につきましては、遊休農地であり、その土地が山林の様相を呈しているなど、農地として復元しても継続利用ができないと見込まれる場合の要件を満たしており、証明基準に合致しております。

申請番号1番について、11月27日に農業委員等と事務局職員が現地確認を行い、いずれも山林の様相を呈していることを確認いたしました。

このことから、今回申請地の事実状態に基づき、議案書の証明基準で非農地証明書の交付を行ったものでございます。

以上でございます。

会長 ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

会長 特に何もないようですので、2. 議案・報告事項の議案審議を終了します。

会長 次に、3. 事務連絡等について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会長 ただ今、説明のありました連絡事項やその他について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

▲▲委員 先日、富山県農業委員会大会にて、会長が、農業新聞の購読について、農業委員・農地利用最適化推進委員1人につき5件の新規購読者を獲得することを目標とする提案をされました。

私は、まずは農業委員が購読をしなければ、推進委員にそのような提案はできないと考えますので、農業委員は、少なくとも任期中は農業新聞を購読することを提案したいと思います。

会長 皆さんいかがでしょうか。前回の総会でもお話させていただきましたが、業務でもタブレットを利用しておられますし、電子版の購読がおすすめです。業務の参考になることも掲載されておりますので、強制ではございませんが、改めてご検討をお願いします。購読方法については、事務局へお尋ねください。

会長 それでは、これにて令和7年度第9回富山市農業委員会月次総会を終わらせていただきます。